

3 2 3 証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書等の 記載事項が相違しているときの取扱い

3 2 3 - 1 自店限りの訂正・関係先への連絡

証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・その他関係書類に記載されている記名者・支払場所などが相違しているときは、次の区分に従い自店で訂正するか、または関係先に連絡のうえ、必要により訂正する。

区 分	処 理 方 法
① 印鑑票・氏名等届出書の氏名・支払場所が交付内訳書と相違しているとき	<p>○ 下記③・④に該当するもの以外は、交付取扱店が財務局（事務所）に連絡し、印鑑票または氏名等届出書の訂正通知書の発出を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">* 上記の連絡は、令達日付・令達番号ならびに交付内訳書に記載されている通し頁および裁（認）定番号等を明らかにして行う。</p>
② 交付通知書・裁（認）定通知書の記載事項が交付内訳書と相違しているとき	<p>○ 下記③に該当するもの以外は、一括代理受領分については代理受領者から、直接交付分については受取人から、それぞれ次のところへ照会させる。</p> <p style="text-align: center;">交付通知書……………財務局（事務所） 裁（認）定通知書………居住地の市区町村 （慰労金国庫債券については総務省）</p>
③ 受取人氏名が明らかに相違していると認められるとき	<p>○ 同一の文字とみなすことができる相違のときは、訂正しないでよい。</p> <p style="text-align: center;">* 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照。</p>

⇒ 訂正方法記載例・323-2 参照

* 記名者から訂正方の申出があったときは、422により取扱う。

⇒ 422 参照・記名変更の請求

○ 次の例のようにいずれが正しいか、誤りかわからないときは、上記①または②の方法により取扱う。

ハル-ハルノ 木-本 建-健 治-次
裕-祐 紫-柴 五-伍 伊東-伊藤

④ 支払場所が明らかに相違していると認められるとき

○ 次の理由による相違のときは、交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書などの支払場所を訂正する。

⇒ 訂正方法記載例・323-2 参照

● 支払場所が受取人の住所などから推定して明らかに誤字・脱字であると認められるとき

例

(正)

(誤)

中野鷺宮駅前郵便局	鷺宮駅前郵便局	(脱字)
熱田郵便局	名古屋熱田郵便局	(誤記)
阿倍野郵便局	阿部野郵便局	(〃)
水沢代理店	小沢代理店	(〃)

● 支払場所が改称されているとき

* 改称の事実は、官公報または支払場所への照会により確かめる。

財務局(事務所)・業務局から証券・交付内訳書の訂正通知書または印鑑票・氏名等届出書の訂正通知書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。

- * 証券・交付内訳書および印鑑票・氏名等届出書の両方に誤りがあったとき(慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券または引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあったときを除く。)は、証券・交付内訳書の訂正通知書と印鑑票・氏名等届出書の訂正通知書とは別葉で財務局(事務所)から送付される。
- * 印鑑票・氏名等届出書のみ誤りがあった場合(慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券または引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあった場合を除く。)において、当該印鑑票・氏名等届出書にかかる証券が交付済のときは、支払場所において429の2により取扱うため、交付取扱店における事務は発生しない。
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。
- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、訂正通知書は、業務局・財務局(事務所)から代理店に送付される。
- * 財務局(事務所)からの訂正通知書には、訂正内容を記載した都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写1通が添付されている。
なお、慰労金国庫債券のときは、業務局から訂正通知書1通が送付されることとなっている。

訂正通知書
記載例参照

① 証券・交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書の訂正

訂正方法
記載例参照

イ. 証券が未交付のとき

- 訂正通知書により証券・交付内訳書・交付照合用の印鑑票・氏名等届出書の記載事項を訂正する。

ロ. 証券が交付済
のとき

- 訂正通知書により交付内訳書の記載事項を訂正する。
- 自店を支払場所とするものときは
 - 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の記載事項を訂正する。
 - 証券の記載事項の訂正を要するときは、その旨を適宜の方法により記名者へ通知する。
 - 証券の提出を受けたときは、交付内訳書に基づき訂正する。
- 他店を支払場所とするものときは
 - 支払場所に対し、印鑑票または氏名等届出書を訂正するよう通知する。
また、証券の記載事項の訂正を要するときは、その旨を記名者に連絡するよう、あわせて通知する。
 - 証券の提出を受けたときは、交付内訳書に基づき訂正する。

② 業務局への訂
正済通知など

- 財務局（事務所）からの訂正通知書により、交付内訳書の受取人氏名または支払場所を訂正したときは、訂正通知書に添付されている都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写に当該証券の番号、訂正日付、訂正の旨および店名を記載し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

訂正通知書
記載例参照

* 受取人の氏名または支払場所以外の記載事項について交付内訳書を訂正したときは、業務局への報告を要しない。

- 訂正通知書（証券の番号等を記載した訂正依頼書の写添付）は、自店に保管（保管期間1年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において訂正通知書（訂正依頼書の写添付）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の訂正通知書（訂正依頼書の写添付）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

支払場所に対する訂正通知の記載例

● 印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正にかかる通知の例

書式No.215 (A) (日付) 3.11.18

〇〇郵便局 御中 日本銀行〇〇代理店

印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正について

店^(注) 貴所を償還金支払場所とする記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたから、貴所^(注) 備付けの該当の印鑑票または氏名等届出書の訂正方^(注) よろしくお願ひします。

また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるようお願ひします。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願ひます。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 000025	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注) 該当するものに丸を付す。

以 上

あて先に応じて、「店」、
「所」、「局」の文字を○
で囲む。

該当しない場合には、
2条の線で取消すか、
記載しない。

● 記名国債証券のみの記載事項訂正にかかる通知の例

書式No.215 (B) (日付) 3.11.18

〇〇郵便局 御中 日本銀行〇〇代理店

記名国債証券の記載事項訂正について

店^(注) 貴所を償還金支払場所とする記名国債証券について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたので、ご連絡します。

また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるようお願ひします。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願ひます。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 000025	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注) 該当するものに丸を付す。

以 上

あて先に応じて、「店」、
「所」、「局」の文字を○
で囲む。

訂正通知書（訂正依頼書の写添付）の記載例

● 証券・交付内訳書の訂正の場合
（訂正通知書）

○財理第××号
令和5年12月4日

日本銀行○○代理店 御中

○○財務局長 ○○○

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について

（訂正依頼書の写）

発かん番号 15
令和5年11月17日

〇〇都道府県知事 印

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店名	通し頁	裁定通知書記号番号	国債名称	記号	額面金額	受取人氏名	訂正事項		※令達番号
							正	誤	
日本銀行 ○○代理店	5	○特E裁定 000025	第二十二回 特別給付金 国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一郎	財理二十二給国 第123号 5.11.8

「注」 ※印欄は、裁定機関では記載しないこと。

5.12.11 訂正 日本銀行○○代理店

自店保管
(保管期間1年)

訂正日付・訂正の旨・店名を表示し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

0741250 ←

適宜の個所に証券番号を記載する。

● 印鑑票・氏名等届出書の訂正の場合

(訂正通知書)

○財理第××号
令和3年12月2日

日本銀行○○代理店 御中

○○財務局長 ○○○

印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について

標記のことについて、○○都道府県知事から別添のとおり訂正依頼があったので通知します。

(訂正依頼書の写)

発かん番号15
令和3年11月18日

○○都道府県知事



印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について (依頼)

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店	裁定通知書 記号番号	国債 名称	記号	額面 金額	償還金 支払場所	記名者 氏名	訂正事項	
							正	誤
日本銀行 ○○代理店	○特E裁定 000025	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	200万円	○○郵便局	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

自店保管(保管期間1年)

証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書の訂正の記載例

- 証券・印鑑票・氏名等届出書の訂正方法は、証券・印鑑票・氏名等届出書の書換えの取扱いと異なるので注意すること。

⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

証券（裏面）

証券の交付年月日等		2,000,000 円	
印	※	債 還	記
		※ 19.11.9 訂正日本銀行 △△△ ⊖⊖ 郵便局	19.11.9 訂正日本銀行 甲野太郎 甲野太郎 〇〇代理店

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

- 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

余白に「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

届出印廃止分には、印鑑欄は設けられていない。

印 鑑 票

証券の交付年月日等		第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書	
債還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 日本銀行 19.11.9 訂正 〇〇代理店 △△△ ⊖⊖ 郵便局	〇〇市〇〇区〇〇〇	※ 19.11.9 訂正 日本銀行 甲野太郎 甲野太郎 〇〇代理店	※ (甲野)

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

- 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

余白に「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

氏名等届出書

証券の交付年月日等	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書	裁定通知書の記号及び番号 ○備M裁定123
償還金支払場所 ※ (○○ 都道府県) 3.11.9 訂正 日本銀行 △△ 〇〇代理店 ⊖⊖ 郵便局	記名者住所 ※ ○〇市〇〇町2-1-3	記名者氏名 ※ 3.11.9 訂正 日本銀行 〇〇代理店 甲野太郎 甲野太郎

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

余白に「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

●氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

交付内訳書

国債発行請求内訳書						
第二十二回特別給付金国庫債券						
発行日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)
平成19年11月1日	は号	2,000,000円券	5	〇〇財務局	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長
裁定通知書の記号及び番号	受取人		償還金支払場所	※ 証券番号	備考	
	氏名	居住地				
北特E裁定 000025	甲野太郎 甲野太郎	〇〇県 〇〇市	△△ ⊖⊖ 郵便局	0741250	19.11.2 〇財理第800号	

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

訂正通知書の日付・番号を表示する。

●氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。